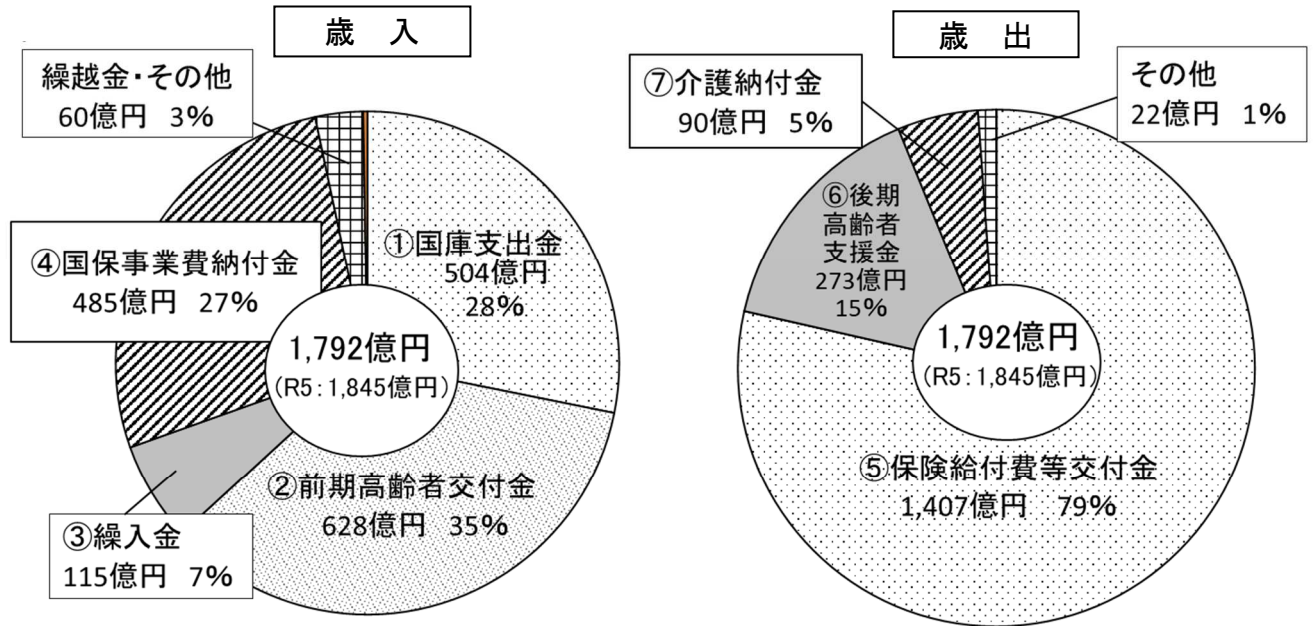


令和6年度長野県国民健康保険特別会計予算案

<国民健康保険特別会計の概要>

国民健康保険室

<歳入歳出の構成>



<参考：当初予算比較>

歳入	金額(億円)		前年比	歳出	金額(億円)		前年比
	R5	R6			R5	R6	
①国庫支出金	515	504	97.9%	⑤保険給付費等交付金	1,463	1,407	96.2%
②前期高齢者交付金	642	628	97.8%	⑥後期高齢者支援金	274	273	99.6%
③繰入金	124	115	92.7%	⑦介護納付金	91	90	98.9%
④国保事業費納付金	506	485	95.8%	その他	17	22	129.4%
繰越金	53	55	103.8%	-	-	-	-
その他	5	5	100.0%	-	-	-	-
合計	1,845	1,792	97.1%	合計	1,845	1,792	97.1%

- ②前期高齢者交付金
65歳以上の被保険者加入割合に応じ交付される交付金
- ④国保事業費納付金の種類
医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分
- ⑤保険給付費等交付金の種類
【普通交付金】
市町村の保険給付費を全額交付
【特別交付金】
市町村の個別の事情に着目して交付

<特別会計設置の目的>

都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の徴収や、保険給付に必要な費用の市町村への支払いを行うため、国保財政の収入と支出を管理する特別会計を設置する。

※ 国民健康保険法第10条に基づく設置

○ 国民健康保険特別会計のイメージ

